

富洲原中だより

富洲原中学校通信 No.26



令和7年12月1日

社会に参加する権利

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、国連総会で採択された、子どもの人権について定めた条約です。富洲原中だより23号では、ユニセフのホームページにある子ども向けに書かれた条文から、

- 第7条 名前・国籍をもつ権利
- 第8条 名前・国籍・家族関係が守られる権利
- 第9条 親と引き離されない権利
- 第10条 別々の国にいる親と会える権利
- 第11条 よその国に連れさられない権利

について紹介しました。

1・2年生が先週鑑賞した宮沢賢治の「よだかの星」で、よだかが名前を変えるよう要求される場面と、第8条との関連に気づいた人もいたかもしれません。

今回は第12条から第15条を紹介します。

第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

子どもは守られるだけの存在ではなく、「自分の声を持ち、それを伝える権利を持つ存在」として大切にされなければならない。

そして、子どもには、「知ったり考えたりしたことを自由に受け取り、伝える権利」があるということです。

これらに続く次の2つの条文があります。

第14条 思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。

第15条 結社・集会の自由

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。

ここでは、子どもが「心の自由を持つ権利」や「仲間と協力し、社会の中で積極的に活動する権利」を保障しています。（ただし、子どもの成長段階に応じて、保護者が適切に導く責任もあるとされています。）

「子どもの意見や心の自由を大切にし、社会に参加する権利を守ること」、これが4つの条文に共通する考え方です。

子どもの権利に関する条例

国際的なルールは条約、国内のルールは法律、そして都道府県や市町村のルールは条例で定められています。

四日市市でも、市としての「子どもの権利条例」をつくるための動きが始まっています。この機会に、子どもに関するルールがどのように決められていくのか、みなさんにも知ってほしいと思っています。

条例を制定するのは議会の役割です。「子どもの権利条例」については、議会（議員）が子どもたちの意見を聞いたうえで案をつくっていくと聞いています。

近々、議会から生徒のみなさんへのアンケートのお願いがあると思います。

また、議員の方々が学校を訪れ、生徒のみなさんに直接意見を聞かれる場面もあるかもしれません。

このような機会はみなさんにとって、第12条を実践する場面となるでしょう。

この富洲原中だよりは、人権について考えるものです。

ご意見がありましたら、校長までお寄せください。

The translated version of this Tomisuhara Junior High School newsletter is available on the school website. Please access it via the QR code.

